

【 手術 】**188 膵疾患がない場合の内視鏡的膵管ステント留置術と同日の内視鏡的乳頭切開術等の算定について****《令和6年5月31日》****○ 取扱い**

膵疾患がない場合の次の手術と同日のK708－3内視鏡的膵管ステント留置術の算定は、原則として認められない。

- (1) K687 内視鏡的乳頭切開術
- (2) K688 内視鏡的胆道ステント留置術

○ 取扱いを作成した根拠等

内視鏡的乳頭切開術、内視鏡的胆道ステント留置術の際、膵疾患が認められない場合では、術後膵炎の発症予防目的に膵管ステント留置術が行われることがある。厚生労働省告示※に「同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する」と示されている。

以上のことから、膵疾患がない場合の内視鏡的乳頭切開術又は内視鏡的胆道ステント留置術と内視鏡的膵管ステント留置術の同日の算定は、同一病巣（胆道系疾患）につき2以上の手術に該当することから、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法